

平成十九年六月五日提出  
質問第三三二二号

我が国の対アフリカ外交についての官房長官秘書官の発言に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

我が国の対アフリカ外交についての官房長官秘書官の発言に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第二六三号）では、「御指摘の『時期』が明らかでないため、外務省としてお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。前回の質問主意書で引用している二〇〇七年五月二十五日発売の日刊ゲンダイの記事（以下、「日刊ゲンダイ記事」という。）で触れている内容に関して、二〇〇七年六月五日、「日刊ゲンダイ記事」の取材を受けたジョン・ムウエテ・ムルアカ氏に対して事実関係についての照会を電話で行ったところ、二〇〇二年一月、定期的に行われる在東京のアフリカ諸国の大使が集まる会合（以下、「アフリカ諸国大使会合」という。）の場で、当時のジブチ共和国特命全権大使が他のアフリカ諸国大使に対し、当時福田康夫官房長官の秘書官を務めていた石兼公博氏より、「日刊ゲンダイ記事」に書かれている旨の内容の通告があったと伝えられたという事実があると承知する。右の事実を踏まえて再度質問する。

- 一 二〇〇二年一月当時、石兼公博氏は福田康夫官房長官の秘書官を務めていたか。確認を求める。
- 二 石兼公博氏は現在も外務省に在職しているか。在職しているならば、現在の官職を明らかにされたい。
- 三 二〇〇二年一月当時、在日本ジブチ共和国特命全権大使（以下、「ジブチ大使」という。）を務めてい

た人物の氏名を明らかにされたい。

四 石兼公博氏と「ジブチ大使」が、「アフリカ諸国大使会合」の以前に会見を行った事実があるか。あるならば、右会見が行われた日にち、時間、及び場所を明らかにされたい。

五 四の会見において、石兼公博氏が「ジブチ大使」に対して「日刊ゲンダイ記事」に書かれているような「①鈴木とムルアカに関わる人間（外国人）はわが国に不利益をもたらす②鈴木議員に相談することはあなた方の不利益になる」旨の発言をしたという事実があるか。

六 五の石兼公博氏の発言は適切なものと考えるか。外務省の見解如何。

七 二〇〇七年六月五日現在、石兼公博氏が国家公務員倫理法に基づき提出した贈与等報告書の件数を明らかにされたい。

八 過去に石兼公博氏が国家公務員法もしくは外務省内規違反により処分を受けたことがあるか。あるならば、処分が発令された日にち、処分の内容を明らかにされたい。

右質問する。